

苫小牧市消費者被害防止

ネットワークニュース No.14

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局（苫小牧市市民生活部安全安心生活課 Tel32-6306）

〈見守り情報〉

思いがけない高額請求 チラシを見て頼んだ廃品回収

- 投げ込みチラシ等を見て事業者へ廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約出来るとは限りません。事前に複数の事業者から見積もりを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。
- 作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。
- 作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 不審に思ったら、苫小牧市消費者センター（Tel33-6510）にご相談ください。

〈子どもサポート情報〉

ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引はリスクが伴います

- インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、転売されたチケットでは、公演会場に入れないケースもあります。
- このような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。
- 代金を支払ったのにチケットが届かない等、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

（参考：国民生活センター ホームページ）

平成30年度前期（4月～9月）の相談傾向

〈苫小牧市消費者センター〉

○ 相談の受付状況

平成30年度前期の相談総数は883件で、前年度同期の841件と比較して42件増加しました。最近では、携帯電話のSMSで身に覚えのない架空請求や宅配業者をかたったメールの相談が多くなっています。また、商品・役務別相談では、フリーローン・サラ金に関する相談が上位を占めています。

○ 相談者の年齢層

年代別の相談状況を見ると、60歳代の相談件数が最も多く、次いで70歳以上、50歳代、40歳代と続いています。また、前年度同期と比較すると、60歳代、70歳以上の増加が顕著で、50歳代、30歳代が減少しました。

○ 相談者の職業

職業別に見ると、給与生活者が全体の32.0%で最も多く、次いで無職が30.6%、家事従事者が26.3%となっています。

困ったときは、ひとりで悩まず『消費者センター』にご相談ください

■ 悪質商法、欠陥商品など消費生活上のお悩みは ⇒ 電話 33-6510

■ 借金整理、過払金請求など借金に関するお悩みは ⇒ 電話 32-6119（多重債務相談専用）

苫小牧市若草町3丁目3番8号 苫小牧市民活動センター3階

○ 特殊詐欺の被害状況と被害防止について

- 1 特殊詐欺の被害状況（本年10月末現在）
 - ・全道で123件、約3億545万円の被害
 - ・去年同期と比較して、件数は114件の減少、被害額は約2億2,638万円の減少
 - ・「動画料金が未納」とのメールや「訴訟告知」と記載されたハガキを送りつけてお金を要求する架空請求詐欺行為が増加
- 2 被害防止対策

電話でお金のお話しになったら次のチェックリストで確認してみましょう。

手段	相手	相手に言われた内容
電話が掛かってきた	息子や孫など	<input type="checkbox"/> 風邪（又はポリープ）で、のどの調子が悪い。
		<input type="checkbox"/> 会社のお金や書類が入ったカバンをなくした。
		<input type="checkbox"/> 携帯番号が変わった。（携帯をなくした。携帯が壊れた。）
		<input type="checkbox"/> 会社のお金を使って、株に失敗した。
		<input type="checkbox"/> 弁護士（又は上司の息子）が、お金を受け取りに行く。
	警察・弁護士・会社 役所など	<input type="checkbox"/> 【警察】あなた名義の口座が悪用されてる。
		<input type="checkbox"/> 【警察又は金融機関】自宅にキャッシュカードを取りに行く。
		<input type="checkbox"/> 【弁護士又は会社】レターパック（ゆうパック、宅配便）で現金を送って。
		<input type="checkbox"/> 【弁護士又は会社】電子マネーを購入して。（代行決済で支払って。）
		<input type="checkbox"/> 【会社から】名義を貸して。（【弁護士】名義貸しは違法だ。）
		<input type="checkbox"/> 【役所】医療費や保険金を還付する。携帯を持ってATMへ行って。
		<input type="checkbox"/> 【役所】医療費や保険金を還付する。携帯を持ってATMへ行って。
手段	ハガキやメール、パンフレットに書かれている内容	
ハガキ、メール パンフレット などが届いた	<input type="checkbox"/> 【ハガキ】「消費料金」「訴訟最終告知」などと記載。	
	<input type="checkbox"/> 【メール】「有料サイト利用料金未納」などと記載。	
	<input type="checkbox"/> 【パンフ】「老人介護施設の入居権が当たった」などと記載。	
	<input type="checkbox"/> 【メール・パンフ】「〇〇万円が当選した」などと記載。	
	<input type="checkbox"/> 【メール・パンフ】「パチンコ必勝法」「競馬大穴情報」などと記載。	



ツイッターで防犯情報等発信中！

ツイッター 北海道警察 防犯情報


 検索

